

公立大学法人沖縄県立芸術大学社会連携センター規程

令和3年5月26日
沖芸大規程第49号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則(令和3年沖芸大規則第3号)第16条第3項に基づき、社会連携センターの組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 社会連携センターは、次に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 美術工芸学部企画広報委員長
- (3) 音楽学部企画広報委員長
- (4) 芸術文化研究所長企画広報担当
- (5) 総務課長
- (6) 総務課社会連携担当
- (7) 教務学生課長
- (8) 附属図書・芸術資料館職員 1名

2 前項第8号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の職員の任期は、前任者の在任期間とする。

(センター長)

第3条 センター長は、社会連携センターを管理運営し、社会連携センターに関する業務を総括する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 社会連携センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携に係る情報の収集、整理及び情報発信に関する事。
- (2) 社会連携に係る学内外との連絡調整に関する事。
- (3) その他社会連携の推進に関する事

(庶務)

第5条 社会連携センターに関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、社会連携センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則(令和3年5月26日理事長決裁)

- 1 この規程は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 沖縄県立芸術大学社会連携室設置要項(平成29年3月23日評議会決定)は廃止する。

附 則(令和6年8月22日理事長決裁)

この規程は、令和6年8月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。